

高压ガス保安法における許可

～昇任試験対策編～

みなさん、こんにちは！今回のテーマは、「高压ガス保安法」(以下「法」という。)です。昇任試験の範囲でもある法第7条「許可の欠格事由」、法第8条「許可の基準」、法第9条「許可の取消し」について、問題を解きながら勉強しましょう。

問題

問1 法第7条「許可の欠格事由」に関する記述について、次の(①)～(③)にあてはまる適切な語句を記入してください。

- (1) 第38条第1項[※]の規定により(①)を取り消され、取消の日から(②)を経過しない者
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から(③)を経過しない者

問2 法第8条「許可の基準」に関する記述について、次の(①)～(⑥)にあてはまる適切な語句を記入してください。

- (1) 製造のための施設の(①)、(②)及び(③)が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- (2) 製造の(④)が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- (3) その他製造が(⑤)又は(⑥)に支障を及ぼすおそれがないものであること。

問3 法第9条に規定されている「許可の取消し」について記述してください。

過去昇任試験で
出題あり！

解答

答え ① 許可 ② 2年 ③ 2年

※「第38条第1項」とは、第1種製造者又は第1種貯蔵所の所有者若しくは、占有者に対して、**許可の取消し**又は製造若しくは貯蔵の停止を都道府県知事が命ずることができることを定めた条文です。

法第38条も試験範囲ですので、チェックしましょう。



答え ① 位置 ② 構造 ③ 設備 ④ 方法
⑤ 公共の安全の維持
⑥ 災害の発生の防止

(1)の「**製造のための施設の位置、構造及び設備**」、(2)の「**製造の方法**」の以下の条文は共に同じなので、覚えておきましょう。
(3)は、おなじみのフレーズで、覚えやすいよ。



答え 都道府県知事は、第5条第1項の許可を受けた者が正当な事由がないのに、1年以内に製造を開始せず、又は1年以上引き続き製造を休止したときは、その許可を取り消すことができる。

- ・ 法第9条の許可の取消しでは、「**第5条第1項の許可を受けた者**」(**第1種製造者**)だけが、この条文の適用を受けることとなります。

- ・ 第1種製造者又は第1種貯蔵所が技術上の基準等への適合命令等に違反した場合の「許可の取消し」については、法第38条第1項に規定されています。

